

「支援費風雲録 - ストップ・ザ・介護保険統合 - 」を読んで

障害者自立支援法案（以下「新法」と記す）が公表されて、いつしか支援費制度と介護保険制度の統合の話が、ピタッと報道されないことが気になっていた。

新法では応益負担1割を示したことで、もう統合は立ち消えたのかと思いきや、厚生労働省の新法の資料説明の中にその予想図とも取れるものがあり、いずれは統合の話が出てきそうな気がする。

介護保険制度は、それなりに人生を生き、生活してきた高齢者を介護する側（二人称）に重点をおいた立法趣旨の側面が強い。

一方、支援費制度（新法に改変される）は、自立（自律）しようとする人（一人称）の支援の立法趣旨である。立法趣旨が異なるだけに、統合されれば、当事者に色々と問題が生じるのではないかと思っていた。

それだけに、統合になれば、如何なる問題が生じるかを知りたいと思っていた折、書籍広告で「支援費風雲録 - ストップ・ザ・介護保険統合 - 」の書名が目にとまり、早速購読した。

当事者側からの分担レポートの書であり、介護保険制度や支援費制度が生まれて来た背景・仕組み、外国の障害者支援の仕組みの紹介、現介護保険制度の問題点、統合への動きの背景、もし統合した場合の具体的問題点、等々が、何よりも当事者側からの視点から、経済的問題のみならず実際に生活上予想される具体例（例えば、介護保険制度では、車いすは既製品借用であり、特注の車いすは自己負担になる）にも触れられているので、たいへん学ぶことが多かった。

統合の提案背景は、緊縮財政の折、各制度の赤字からの解決策として提案されたものであったが、新法になってもこの経済的問題は残ることから「応益負担1割」が提示されたものと思うが、こうした施策実施への提示を知るにつけ、重症児施策の歴史をつい思い出した。

重症児問題が児童福祉施設施策として浮上した折、重症児施設の形態を「島田方式 - 病院形態 - 」か、「びわこ方式 - 福祉施設形態 - 」かで議論があり、結果としては医療保険制度で一部運用費を還元出来る島田方式になった。

新法の応益負担1割も、こうした国としての施策のいつもの仕組みかと思わざるをえない。

確かに、予算的に「福祉にも聖域はない」と言われ出して久しいが、統合や負担割合の問題は経済的側面である手段の問題であり、立法の趣旨である目的の問題と混同したり、取り違えたりせずに慎重に論議して欲しいと願う。

（2005年5月6日 記）